

菊川水系河川整備計画 点検の進め方

平成31年2月18日

国土交通省 中部地方整備局
浜松河川国道事務所

一 目 次 一

| | |
|----------------------------|---|
| 1. 河川整備計画の制度について | 1 |
| 2. 河川整備基本方針と河川整備計画の概要 | 2 |
| 3. 流域委員会の目的 | 3 |
| 4. 河川整備計画の点検の流れ | 4 |
| 5. 菊川水系流域委員会の運営（今後のスケジュール） | 5 |

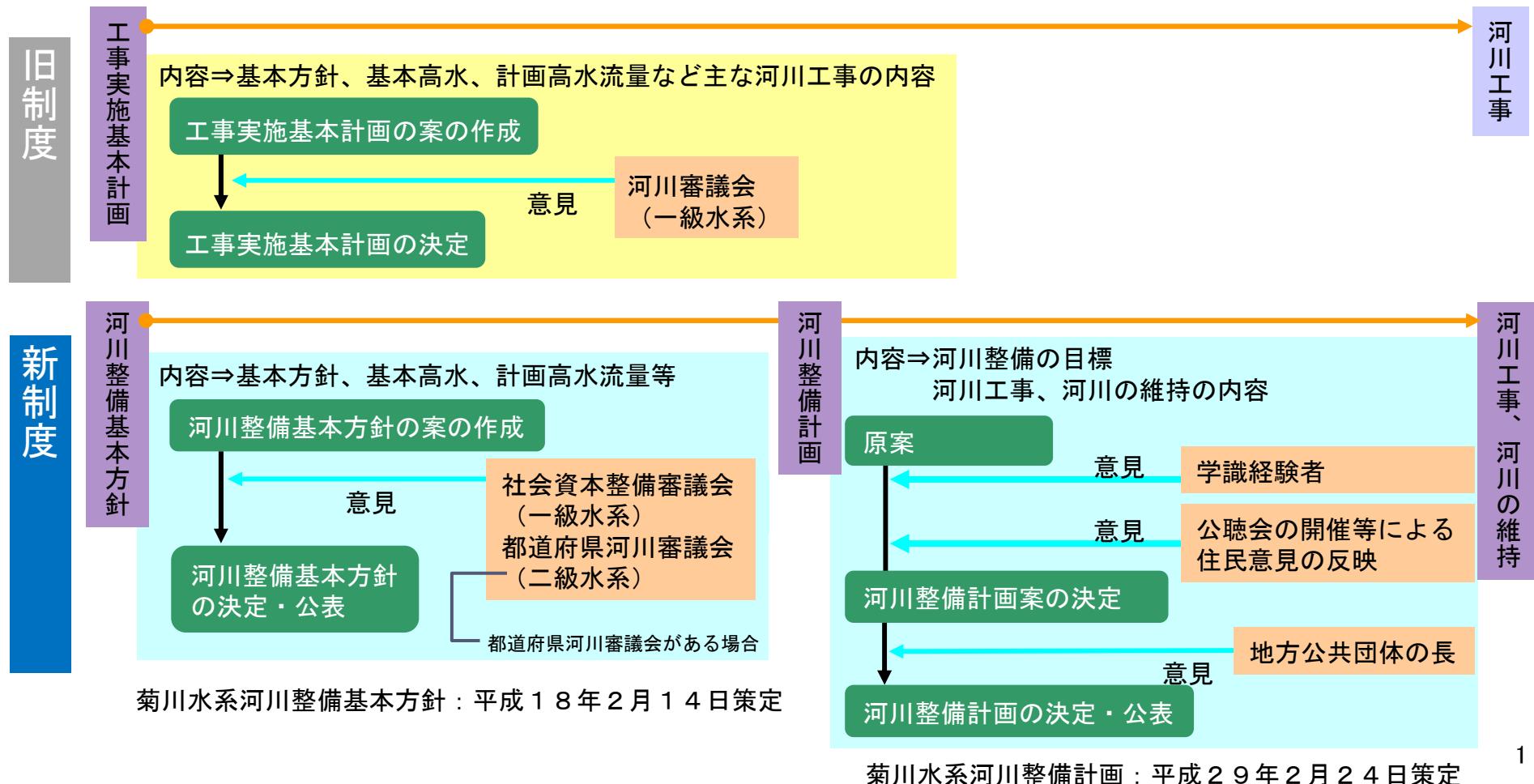
1. 河川整備計画の制度について

◆平成9年河川法改正

- 地域の意見を反映した河川整備の計画制度を導入
- 長期目標（河川整備基本方針）と、20～30年間の河川整備計画の2本立てに変更

ポイント

- ・ 河川法の改正に基づき平成29年2月に菊川水系河川整備計画を策定
- ・ 流域委員会は計画を策定する際に学識者の意見を聴くために設置された



2. 河川整備基本方針と河川整備計画の概要

平成18年2月

菊川水系河川整備基本方針 策定

【河川整備を行うに当たっての長期的な基本方針及び
河川整備の基本となるべき事項を定めるもの】



平成29年2月

菊川水系河川整備計画 策定

【具体的な河川整備に関する事項を定めるもの】

事業の推進

平成30年度以降

「菊川水系河川整備計画」の点検・変更

第8回菊川水系流域委員会 平成31年2月18日に開催

3. 流域委員会の目的

流域委員会 (H25. 10～H28. 12)

- ・ 河川整備計画策定のために、学識者の意見を聞くために設置
- ・ 第1回～7回流域委員会を開催、平成29年2月に計画策定

流域委員会 (H31. 2～)

- ・ 河川整備計画の定期的な点検や事業評価の審議等を行うために流域委員会を継続（原則毎年開催予定）
- ・ 流域の社会情勢の変化等を踏まえた計画変更の必要性を審議

H25. 10

菊川水系流域委員会設置

第1回～第7回
菊川流域委員会

河川整備計画策定に
向けた協議・検討

H29. 2

菊川水系河川整備計画策定

H31. 2

河川整備計画の点検

第8回～
菊川水系流域委員会

河川整備計画の点
検・変更に係る審議
事業評価の審議

4. 河川整備計画の点検の流れ

河川整備の点検とは、河川整備計画本文の記載にある下記の部分に該当する

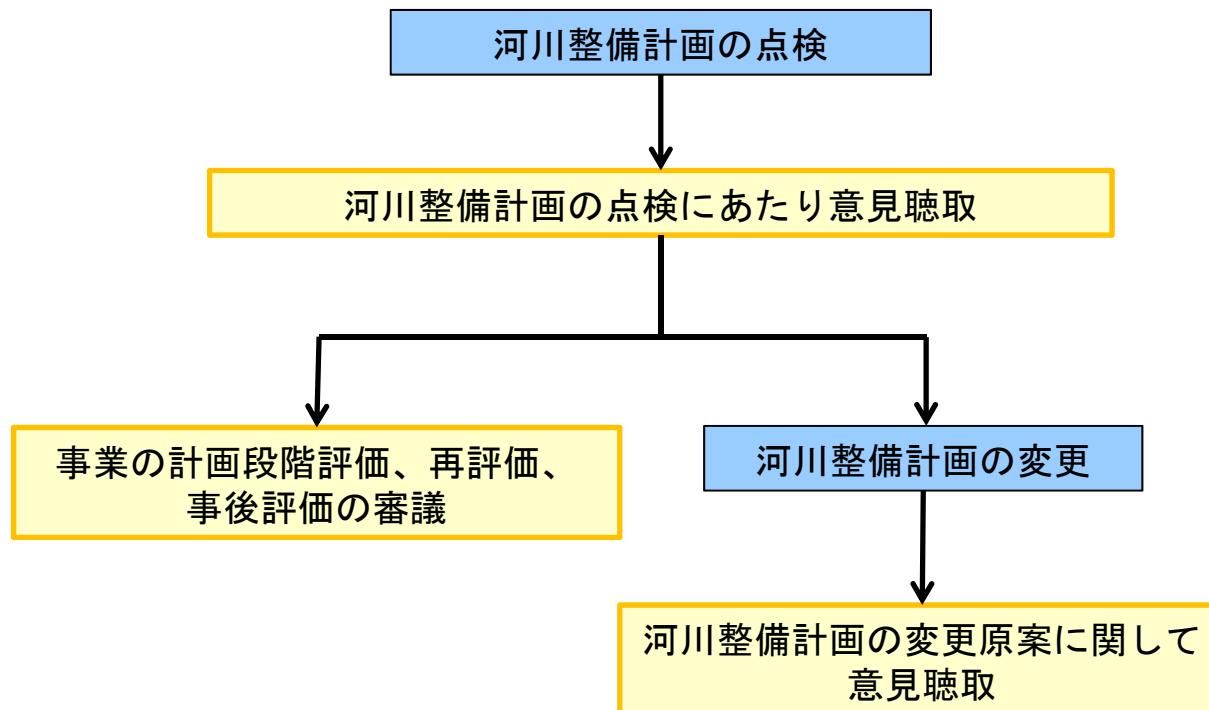
菊川水系河川整備計画 平成29年2月 P. 2-1

第2章 河川整備計画の対象区間及び期間 第2節対象期間

本計画の計画対象期間は、概ね30年間とする。

なお、本計画は現時点における流域の社会経済状況や水害の発生状況、河道の状況、河川環境の状況等を前提としているものであり、これらの状況の変化、新たな知見の蓄積、技術の進歩等を踏まえ、必要に応じて適宜見直しを行う。

特に、地球温暖化に伴う気候変動の影響により、洪水流量の増加や高潮による潮位・海面水位の上昇等が懸念されることから、必要に応じて見直しを行う。



点検項目

1. 流域の社会情勢の変化

- ・土地利用の変化
- ・人口・資産等の変化
- ・近年の災害発生の状況等

2. 地域の意向

- ・地域の要望事項等

3. 事業の進捗状況

- ・事業完了箇所
- ・事業中箇所の進捗状況等

4. 事業進捗の見通し

- ・当面の段階的な整備の予定等

5. 河川整備に関する新たな視点

- ・水防災意識社会再構築ビジョン
- ・地震・津波対策等

6. 点検結果

- ・点検結果のまとめ
- ・今後の進め方

5. 菊川水系流域委員会の運営（今後のスケジュール）

- ・河川整備計画内容の点検の実施は、毎年審議
- ・事業の再評価の審議は、5年以内に1度の審議、事後評価の審議は、完了後5年以内の審議
- ・その他には、現場視察、トピックス等を報告

